

第 37 回東京都景観審議会 意見の概要

平成 23 年 7 月 28 日(木)に第 37 回東京都景観審議会が開催され、「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の認定について」及び「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議取扱要綱(案)について」の審議、「皇居周辺地域における建築物のデザイン評価の公表について」及び「歴史的建造物の現状変更について」の報告がありました。審議事項については、指摘事項を修正のうえ了承されました。

■ 第 37 回東京都景観審議会 意見の概要

審議事項	○渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の認定について ○渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議取扱要綱(案)について
<p>● 質疑応答、討論</p> <p>【区設置のデザイン会議における本指針の扱いについて】</p> <p>○指針の運用体制では、渋谷区が設置する「渋谷駅中心地区デザイン会議」において大規模建築物等のデザインについて誘導・助言をすることとなっているが、本指針に基づき行う旨の記述が欠けている。</p> <p>(事務局)</p> <p>・渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観規制指針(案)の(4)運用体制(12ページ6～9行目)を、渋谷区と調整のうえ、以下のように加筆修正する。(下線部が加筆部分)</p> <p>「○具体的には、下図に示すとおり、学識・行政及び地元代表委員から構成されるデザイン会議において、事業者から提案されたデザイン案に関して、まちづくり指針に定める景観形成指針及び景観形成基準等との整合を確認するとともに本指針との整合を確認し、<u>景観の面から周辺地域との調和・連携</u>について誘導・助言・調整を行う。」</p> <p>● 採決</p> <p>渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の認定については、指摘事項を修正のうえ、了承する。</p> <p>渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議取扱要綱(案)については、原案のとおり了承する。</p>	

報告事項	皇居周辺地域における建築物のデザイン評価の公表について 〈丸の内一丁目8地区計画(仮称)〉
<p>【今後の公表について】</p> <p>○今回の報告案件以外も、今後は事業者側の対応をホームページで公表していくのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>・今後、デザイン評価を行う案件は、事業者側の対応も公表していく。</p>	
報告事項	歴史的建造物の現状変更について 〈両国橋〉
<p>【隅田川に架かる橋梁】</p> <p>○橋の塗り替えの際の色の決め方について、橋梁管理者と話しあいながらルール化を検討したほうがいい。</p>	